

裁判所書記官の職服に関する規程の運用について

昭和30年7月18日総総第386号高等裁判所  
長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長依命通達

裁判所書記官（裁判所書記官補の職権の特例に関する規則の規定により指名を受けて裁判所書記官の権限を有する裁判所書記官補を含む。）が法廷において所定の職服を着用すべきことは、標記規程の定めるところであります。現在の職服に使用されている生地質地質にかんがみ、当分の間、酷暑の時期には、裁判長又は一人の裁判官において、法廷の品位を害さないよう配慮の上、裁判所書記官等の職服の着用につき、しかるべく適宜の取計いをされて差しつかえないことになりましたから、この旨貴庁および貴庁管内の各裁判官に伝達方お取り計らい下さい。